

「南砺市課題解決型市民活動協働促進事業」 補助対象経費

◆補助金の交付の対象となる経費及び補助率は以下のとおりです。

補助対象経費	内容
報償費	講師等謝金
会議費	会議に伴うお茶代等（酒食は除く。） 5,000 円まで
消耗品費	事業に使用する消耗品費
原材料費	材料の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷製本費
通信運搬費	郵便代等
工事請負費	工事請負に係る経費
委託費	委託請負に係る経費
備品購入費	備品購入に係る経費
使用料及び賃借料	会場、資機材等の借上料等の経費
保険料	行事等に係る保険料
旅費	講師等の交通費、宿泊費等
その他	市長が特に必要と認める経費